

令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立不来方高等学校

校長名 清川 義彦

1 活動の方針

1. 部活動は生徒の自主的、自発的な活動を推進するものであり加入は任意である。
2. 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
3. 顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、目標を達成できるよう適切な指導を行う。

2 休養日・活動時間について

1. 平日に週1日以上以上の休養日を設け、年平均で週当たり2日以上の設定に努めること。
2. 月に最低一回は土日に休養日を設けるよう努めること。(シーズンオフや大会終了後の土日は、さらに休養を増やす。休養日の目安を月平均8~9日以上)
3. お盆期間と年末年始は学校閉庁日となるので、部活動は禁止とする。
※大会を控えている場合及び特別の事情が認められる場合は、「特別活動願」を提出し許可を得ること。
4. 平日の活動時間は2時間程度とし、放課後から18:45までの間とする。
5. 休日の活動時間は3時間程度とし、生徒が学習時間等、自分を高める時間をもてるよう留意すること。(活動時間の目安：週16時間、月75時間以内)

3 活動のきまり

1. 休日の体育館等の錠・施錠については、活動する部、使用する部の顧問間で打合せをする。
2. 活動計画書の提出について
 - (1) 年度始めに年間計画書を校長に提出する。(大会、考査、休養日等を記入)
 - (2) 月間計画書は前月末までに校長に提出し、生徒・保護者に配付する。
3. 部室の鍵管理について
 - (1) 活動前に顧問から鍵を借りて使用する。活動後は施錠を確認の上顧問に返却する。
 - (2) 盗難防止のため、活動中でも必ず施錠する。
 - (3) 都合上顧問に返却できない場合は体育教官室に預け、翌日顧問に手渡す。
 - (4) 部室は部活動時間のみ使用する。
 - (5) 施錠しない場合は指導の上、使用禁止措置をとる。
4. 部室使用の心得
 - (1) 部活動のための更衣室及び用具の保管場所として使用する。
 - (2) 火気厳禁とする。
 - (3) 定期的に掃除することとし、私物の置き場所としないこと。
5. 特別活動について(考査前、部活動禁止期間中における活動)
原則として期末考査1週間前から部活動禁止期間となるが、考査最終日から2週間以内に大会がある部及び特別の事情が認められる場合については、顧問の申し出により特別活動を許可される。(特別活動願を提出のこと)

4 その他

1. 活動時には熱中症対策を必ず講じ、生徒の健康管理に努める。
2. 運動部においては、スポーツ医・科学の見地から科学的トレーニングを積極的に導入し、効果が得られるように短時間で効果が得られる指導を工夫する。
3. 県外遠征・合宿規定等は別に定める。